

名古屋市告示第 327 号

熊本県の一部の地域における市税に関する申告期限等の延長

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第 226 号）、名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）又は名古屋市市税減免条例（平成20年名古屋市条例第37号）に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月28日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長します。

令和 8 年 8 月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

都道府県名	指 定 地 域
熊 本 県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町

名古屋市財政局税務部税制課